

議案第三十号

片柴地区農業用用水路改修事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律
第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成



昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

記

一 工事の名称 単県片柴地区農業用水路改修工事

二 工事場所 東伯郡三朝町大字片柴地内

三 工事の概要 改修延長一五〇メートル、高さ四〇センチメートル、幅五〇センチメートル、コンクリート三方舗装で改修する。

四 事業費 三、〇九〇、〇〇〇円

五 事業の実施方法 請負

六 工事の時期 昭和五十一年度